

公園の維持管理・運営は、今後、民間活力を活用した公民連携の手法(PPP※)も検討していきます。

※PPP (Public Private Partnership) 「官」と「民」が連携して、公共施設やインフラなどの整備・運営を行う考え方。

1 維持管理・運営手法

「指定管理者制度」

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に地方公共団体に代わって公の施設の管理を代行させることで、多様化・高度化する市民ニーズへの効率的・効果的な対応を図り、市民サービスの向上、行政コストの縮減を図ることを目的とした制度です。

「管理許可」

管理許可とは、公園管理者以外に対し、都市公園内における公園施設の管理を許可できる制度です。許可にあたっては、老朽化への対応や本ガイドラインに沿った維持管理を条件とする等、公園利用者へのサービス水準が低下しないようにすることが重要です。

2 新規施設整備手法

「PFI方式 (Private Finance Initiative)」

PFI方式とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施します。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供が期待できます。

「DB方式 (Design-build)」

DB方式とは、一つの企業が一体的に設計・施工を行うため、二件同時に契約する「設計・施工一括発注方式」のことです。

近年では、受注者がもつ新技術などの活用により、コスト縮減や工期短縮が図れる点、また、設計内容の熟知による高精度・高品質が期待できる点や、設計・施工の責任所在も明確になる点から注目されています。

「公募設置管理制度 (P-PFI (Park-Private Finance Initiative))」

公募設置管理制度 (Park-PFI) とは、都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度です。

都市公園に民間のノウハウを活用することで、カフェやショップ等の便益施設や、保育所や通所施設など、地域の活性化や課題解決に貢献します。

「設置許可」

設置許可とは、公園管理者以外に対し、都市公園内における公園施設の設置管理を許可できる制度です。

1 維持管理・運営手法

表19 維持管理・運営手法

項目	指定管理者制度	管理許可
概要	議会の議決を得て、公共施設の運営維持管理に係る包括的な管理に関する権限を民間事業者に委譲することで、公共施設の運営維持管理を民間事業者が行う制度	公園管理者以外に対し都市公園内における公園施設の管理を許可できる制度
根拠法	地方自治法	都市公園法第5条
契約期間	原則3～5年	上限10年（更新可）
事業内容面	○指定管理範囲においては、行為許可の範囲内で収益事業を実施することが可能であり、事業者の創意工夫の発揮余地がある。 △要求水準に従う必要があるため、民間の自由度は一定程度制限される。 △指定期間は原則3～5年となるため他手法と比べて長期的な安定性は低い（業務委託と比較すれば長い）	○民間事業者の費用・責任において、自由に維持管理・運営を行うことができ、自由度が高い。 ×行為許可・占用許可が必要な行為を行う場合は都度市に対して許可申請が必要であり、自由度は低い。 ○原則10年間の事業期間であり、長期的に管理許可対象施設の管理運営を任せることができる。
財政面	×指定管理料を支払う必要があるため、一定の費用負担が発生する。 ○自主事業として収益事業を実施することで一定の費用負担の低減を図ることが可能。	○行政の費用負担は不要。 ×ただし民間事業としての事業性を確保する必要が生じる。
手続面	△指定管理者の指定に係る議決が必要。	○議決は不要。

○：メリット、×：デメリット、

△：必ずしもデメリットにはならないが状況や判断により手法を選択するにあたって障がいとなり得る事項

2 新規施設整備手法

表20 新規施設整備手法

項目	PFI方式	DB方式	公募設置管理制度 (P-PFI)	設置許可
概要	PFI法に基づき、事業で実施する全ての業務を担当する企業から構成される企業コンソーシアムが組成するSPCが、施設の整備・運営を一体的に実施する方式	設計・施工を一体で行う方式	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置・運営と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う制度	公園管理者以外に対し都市公園内における公園施設の設置管理を許可できる制度
根拠法	PFI法	—	都市公園法第5条2～5条9項	都市公園法第5条
契約期間	上限30年	複数年	上限20年	上限10年 (更新可)
資金調達	民間	公共	公募対象公園施設：民間 特定公園施設：原則は公共9：民間1	民間
施設の 所有権	BTO：整備後に民間から公共に移転 BOT：運営後に民間から公共に移転 BTO：運営まで民間が所有し事業終了後に解体・撤去	公共	公募対象公園施設：民間が運営し運営後原則除却 特定公園施設：民間が整備後に公共へ譲渡	民間
事業 内容面	○事業期間は最大30年間であり、事業者による意欲的な提案が期待される。 ○長期に亘り継続的かつ安定的なサービス提供が期待される。	○運営者も一体に選定することで (DBO) 事業者の創意工夫も活かした整備・運営が可能。	○建蔽率の特例を受けられるほか、事業期間は最大20年間であり、事業者による意欲的な投資の可能性がある。 △事業者の投資や収益還元を求める場合には、相当程度の事業性が必要。	△原則10年間に限定される。 ○民間事業者の創意工夫の発揮が期待される。 ×事業者の負担により実施することができない範囲が限定的な場合にはノウハウの発揮効果も限定的となる。
コスト面	○設計・施工・運営を一体で行うため、一定程度の事業費の抑制が期待される。 ○費用を事業期間にわたり割賦払いすることが可能であり、財政平準化が図られる。 ×民間による資金調達を行う場合、公共による資金調達金利よりも金利コストがかさむ。	○設計・施工を一体で行うため、一定程度の事業費抑制が期待される。 ○PFIとは異なり、公共が資金調達を行うため、金利コストが低く抑えられる。	○「官民連携型賑わい拠点創出事業」を活用することにより優先的に社会資本整備交付金が割り当てられる。 ×上記補助金は1割以上の収益還元が条件であるため民間事業としての収益性が必要。	○整備に係る市の費用負担はない。
手続面	△債務負担行為、事業契約、(維持管理業務において指定管理者制度を導入する場合) 指定管理者の指定に係る議決が必要となる。 ×PFI法に則った公募手続として実施方針の公表や特定事業の選定等が必要となるため、公募に時間がかかる。	△事業規模によっては議決が必要となる。 ○PFI法に則った手法ではないため、法に基づく公募手続は不要。	○事業者の公募手続や選定に議決は不要。	○事業者の公募手続や選定に議決は不要。

○：メリット、×：デメリット、△：必ずしもデメリットにはならないが状況や判断により手法を選択するにあたって障がいとなり得る事項

参考資料1 インクルーシブ公園の最新事例等

だれもが楽しく遊べるためには、子どもをはじめとした多様な主体に意見を聴き、あそび場づくりを共に進めていくことが重要です。

あそび場の整備などハード面だけではなく、整備に至るプロセスや、遊び場整備後の管理運営・利用促進にも留意することが重要であり、国土交通省「みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集」を参考に最新事例を紹介します。

■国内事例

(1)遊び場を継続して改善している事例 (国営昭和記念公園)

つくる

そだてる



1)遊び場の諸元

公園名	国営昭和記念公園	管理者	国
公園種別	国営公園	整備年度	1994 年度遊具設置／2003 年度改修 2012～2013 年度改修 2021 年度遊具一部更新
公園面積	約169.4ha	広場面積	—
主な遊具・施設 等	● 複合遊具、ぶらんこ(椅子型・ハーネス付、バケット型、平板型)、ローラー滑り台、築山(滑り台)、ふわふわドーム、どんぐりころころ(音が出る遊具)、砂場、どろんこ池、森の迷路 等 ● こどもシャワー、ベンチ、縁台		
その他	● 遊び場に近接してバリアフリートイレあり		

2)背景

- 1994 年度に、小学生低学年程度までを対象に、車椅子に乗った子どもが障害のない子どもと同様に遊べる複合遊具(わんぱくとりで)を設置。遊具には勾配約 1/15 のスロープがあり、車椅子でもアクセスできることが特徴であった。
- その後、1998 年度に策定された「国営昭和記念公園バリアフリー関連施設整備基本計画」をもとに、障害のある子どもも障害のない子どもも共に、チャレンジ精神を鼓舞しながら遊ぶことが

可能な「みんなの遊具」を目指して、2003 年度に遊び場のリニューアルオープンを行い、以後、遊び場の継続的な改善に取り組んでいる。

3)当事者の参画・意見反映

- 2003 年度改修時には、計画・設計段階で、公園付近の特別支援学校※にヒアリングするとともに、筑波大学附属桐ヶ丘養護学校(現 筑波大学附属桐が丘特別支援学校)等の児童及び保護者を対象にワークショップを開催し、障害のあるこども等が求める遊具や遊びの要素等について意見を聴取した上で、車椅子に乗ったこどもも遊びやすいどろんこ池や体を支える力が弱いこどもが安全に乗れるブランコなどが整備された。
- 2012～2013 年度には、複合遊具(わんぱくとりで)のデッキスペース部を改修し、車椅子使用者のアクセシビリティの改善を図ったほか、周辺をゴムチップ舗装にするなどの改修を実施。

※ 東京都立川養護学校(知的障害。現 都立武蔵台学園)、小平養護学校(肢体不自由。現 都立小平特別支援学校)、社会福祉法人 賀川学園(福祉型児童発達支援センター)専門家の意見反映



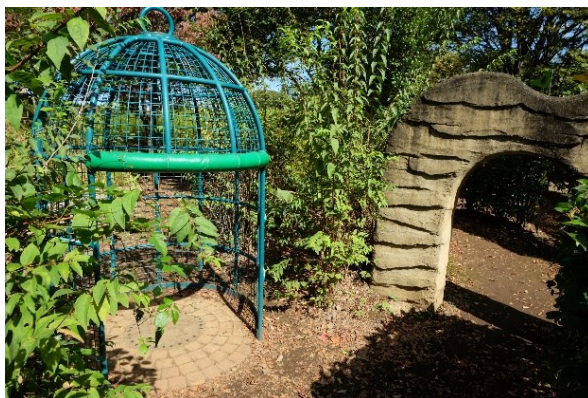
①2012～2013 年度改修で整備した車椅子のまま乗れるスイング遊具



②どろんこ池の近くにあるこどもシャワー。広めのブースにはベンチがあり、座って利用することもできる



③2代目の複合遊具。車椅子でアプローチ可能な遊具の出入口は2カ所。一番高いデッキまでスロープでアクセスでき、滑り台で滑り降りて遊べる



④植栽でつくった「森の迷路」。こどもや車椅子の目線で探検しながら植物が楽しめる

4)取組のポイント

- 遊び場が整備された後も、障害のあるこどもも障害のないこどもも共に、チャレンジ精神を鼓舞しながら遊ぶことが可能な「みんなの遊具」を目指して、ワークショップなどで当事者の意見を反映した改修を実施するなど、遊び場の継続的な改善に取り組んでいる。

(2)利用者の立場に立ったバリアフリー情報提供の事例 (国営海の中道海浜公園)

つくる

そだてる



1)遊び場の諸元

公園名	国営海の中道海浜公園	管理者	国
公園種別	国営公園	整備年度	1981 年度
公園面積	349.7ha	広場面積	—
主な遊具・施設 等	● 迷路、遊べる噴水、水辺のトリム、じゃぶじゃぶ池、ちびっこ広場、複合遊具(モンキーアドベンチャー、スカイドルフィン、子供のとりで)、ふわふわドーム など		

2)背景

- 2006 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が施行されたことを契機に、海の中道海浜公園では、単に都市公園移動等円滑化基準に適合させるだけでなく、「すべての人」が楽しめる快適で使いやすい施設の在り方、広大な空間と多様な施設がある海の中道海浜公園における分かりやすい利用案内について再考すべきではないか、という問題意識のもと、当時としてはあまりなじみのなかった「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいて整備することにした。

3)ユニバーサルデザインの推進体制

- ユニバーサルデザインはすべての人が対象であり、当時はその基準も明確ではなかったため、配慮すべき視野が多岐に渡り、取組や進め方について慎重かつ丁寧に協議する必要があることから、幅広い視点を有する学識者・有識者等などで構成された「ユニバーサルデザイン検討委員会」(以下、委員会)を 2007 年度に設置し、本公園ならではのユニバーサルデザインとは何か、どのように進めていくべきかという検討を開始した。
- 2008 年度から委員会において、園内施設・プログラムの現状評価を行い、アクションプログラム(行動計画)について検討・策定した。

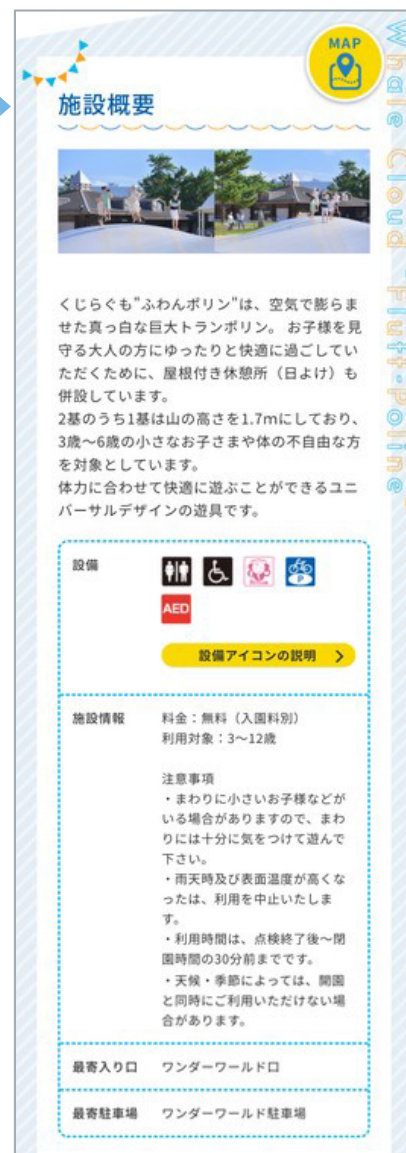
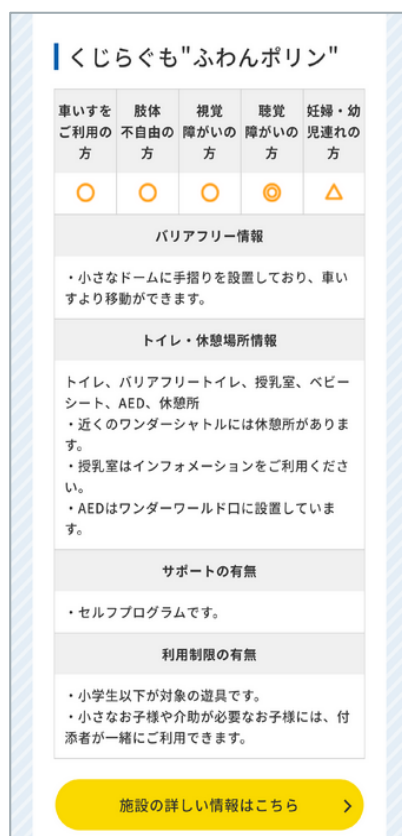
- アクションプログラムの設定にあたっては、実際に公園を利用する利用者の意見を優先すべきと考え、公園利用者、福祉団体、公園スタッフにアンケート調査を実施して、課題を抽出した。

4)遊び場の情報提供

- アクションプログラムの取組項目の一つとして、WEB サイトによる情報提供の改善を行い、利用者が事前にできること、できないことがわかるよう情報提供を行っている。そこでは、車椅子使用者、肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、妊婦・幼児連れへ、園内各施設の利用目安とともに、個別にバリアフリー情報、トイレ・休憩場所情報、サポートの有無、利用制限の有無に関する情報を提供している。

5)取組のポイント

- 園内各施設について、施設の写真を掲載するとともに障害特性に応じた利用の目安やバリアフリー情報、最寄入口や駐車場について情報提供することで、利用者が事前に必要な情報を得ることが可能となっている。



WEB サイトは、モニタリング調査結果を受けて、スマートフォンにも対応。
 (左)バリアフリートイレの設備や様子が具体的にわかるよう、写真を掲載。
 (中)主要施設ごとに利用目安、バリアフリー情報、トイレ・休憩場所情報等について情報提供。
 (右)リンク先では、各施設・エリアの様子がわかる写真や設備、最寄入口、最寄駐車場等を情報提供

図: <https://uminaka-park.jp/>

(3)当事者・管理者・遊び場の専門家とともに 遊び場をつくり、育てている事例(砧公園)

つくる

そだてる



1)遊び場の諸元

公園名	砧公園	管理者	東京都
公園種別	広域公園	整備年度	2019 年度
公園面積	39.2ha	広場面積	約 0.32ha (約 3,200 m ²)
主な遊具・施設 等	- 複合遊具、ぶらんこ(円盤型、椅子型・ハーネス付、平板型)、スプリングシーソー、回転動系遊具、シェルター遊具、楽器遊具、伝声管、パネル遊具(迷路など) - パーゴラ(日除け付き)、ベンチ、縁台、野外卓		

2)背景

- 東京都では、誰もが自分らしく輝くことのできるダイバーシティの実現に向けて、障害の有無等に関わらずあらゆる子どもたちが共に遊び楽しむことができる遊び場の整備に取り組んでいる。
- 障害のある子どもを育てる保護者の方々や支援する団体の方、ユニバーサルデザインに関する有識者等の意見を参考にしながら設計を行い、2020 年3月、その第1号として砧公園にあった既存の遊び場を再整備し、「みんなのひろば」としてオープンした。

3)当事者の参画・意見反映

- 整備に先立ち、2018 年度より、様々な子どもの障害関係者、有識者にヒアリング・アンケートを行い、整備の考え方を整理した。具体的には、多様な障害の特徴を理解し、遊具広場に求められ

る要件を把握する必要があるため、肢体不自由や重症心身障害、ダウン症、知的障害、視覚障害、聴覚障害のあるこどもの関係者には対話による課題のヒアリング、発達障害のあるこどもの関係者には対面調査が困難であったため質問票によるアンケートを行い、その結果を踏まえて整備対象公園を選定、設計に反映させた。

- 設計に先立ち、車椅子使用者同行で現地調査を行い、整備対象地（既存の遊び場）とその周辺の課題を確認し、主園路の舗装の劣化や広場内のウッドチップにより通行がしにくい、既存ベンチの座面高に多様性がない、ベンチの配置が保護者の見守りに適さない等の課題があげられた。周辺施設もトイレ等に関する指摘があり、これら指摘事項を設計に反映させた。

4)遊び場とその周辺の整備

- ヒアリング、アンケートの結果、障害の種類が異なっても、「体幹の弱さに対応した遊具」や、「介助者との使用」、「ハイハイできるクッション素材の舗装」、「迷子や飛び出し防止の囲い」等の共通する意見が得られた。また、遊び場以外にも、アクセスやトイレの施設内容などの共通意見もあり、それらを整備に反映させている。

【遊び場の整備】

- 既存遊具は、いずれも車椅子での利用などユニバーサルデザイン対応でなかったため、老朽化した遊具は撤去、比較的新しい遊具は公園内の別の遊び場へ移設した。
- 遊具の設置に十分な広さが確保できるため、複合遊具のように1基で多様な遊び方ができる遊具や多くのこどもと一緒に楽しめる遊具を複数設置した。



③音が鳴るなど五感を使って遊べる遊具の一つとして、楽器遊具を設置。幼児向け（手前）と児童向け（奥）があり、背の高さで選べる



①設置年数が新しく、人気の高い船形の複合遊具は、スロープを取り付ける改修を行い、新たな遊び場のシンボルとして再設置。車椅子でトップデッキに登ることができ、幅広の滑り台は介助者等と一緒に滑り降りて遊べる



②体を支える力が弱いこどもも遊べる遊具の一つとして、円盤型と椅子型・ハーネス付の着座部があるぶらんこを設置。特に円盤型は人気



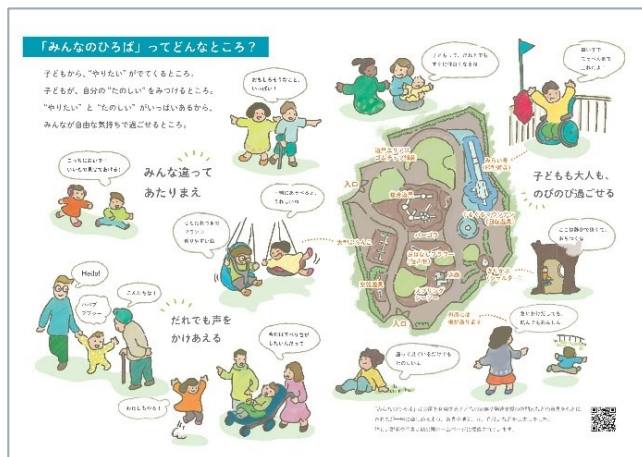
④ごっこ遊びの場やクールダウンスポットになるシェルター遊具。広場中心から少し離れた位置にある

【遊び場周辺の整備】

- 遊び場のみならず、快適に利用いただくため駐車場やトイレ、遊び場への園路も設計・施工に含み、遊び場の整備と同時にアクセスを改善した。

5)遊び場をそだてる取組

- 設計・施工のプロセスの中で、関係団体やNPOなどの専門家と何度も話し合いながら、多様な遊びができる広場整備だけでなく、その後の利用者の意識醸成を図ることも重視した。具体的には、遊び場のコンセプトを示した看板を設置、リーフレットを製作し、遊び場のコンセプトが利用者に伝わり続けるようにした。
- 現地の管理者も十分にコンセプトを理解し、対応できるようにするため、障害のあるこどもの遊び場の活動を行っている一般社団法人に東京都が管理者支援を委託し、コンセプトを記載した説明書を作成、オープン前に管理者向け講習を実施した。
- オープン当日、利用者へのモニタリング調査を実施し(アンケート回答数 108、ヒアリング 28 名)、特色ある遊具や多様な遊具があることなど遊び場について 9 割以上が好意的で、囲いやゴムチップ舗装によって安心して遊べるという意見、コンセプトに理解を示す意見、同様の遊び場をもっと増やして欲しいといった意見が多く寄せられた。一方、円盤型ぶらんこや船形の複合遊具などの人気遊具では混雑が起き、利用を諦めたという声や利用のされ方について安全性を懸念する意見など、今後の管理や整備に向けた課題が明らかになった。
- オープン後、指定管理者と障害のあるこどもの遊び場の活動を行っている一般社団法人がアンケートやヒアリングなどを行っている。把握した利用者の声に基づき、遊び場のコンセプト周知、利用者同士の理解促進のための冊子の発行・WEB サイトへの掲載、暑さ対策として日除けの設置、出入口の増設(2カ所→3カ所)、出入口の扉を弱視者(ロービジョン)が分かりやすい色に塗装、公園や遊び場の情報がわかる掲示板の設置など改善の取組を行っている。



⑤遊び場のコンセプト周知用リーフレット



⑥アンケート結果に基づき作成したコンセプト周知、理解促進用の冊子。冊子はWEBサイトに掲載

- 障害のある子どもとその家庭のなかには、これまで気軽に遊び場を利用することができていない方々がいることから、指定管理者が地域の障害者支援団体や子育て支援団体、ボランティア等の協力を得ながら、遊び場に行くきっかけづくりの利用促進プログラムを実施している。

利用促進・普及啓発プログラム	内容など
アートワークショップ	● 手や足に直接絵の具をつけて絵を描く「ぬたくり」を実施。参加者130人のうち、障害がある子どもは約15～20%
あおぞら保護者会	● 同じような悩みを抱える保護者同士が悩みを相談したり、情報を共有する場として実施
花育イベント	● ペットボトルでじょうろを手作りし、ヒマワリの種まきと水やりをするイベント。車椅子でも作業が可能な高さにするなど工夫した。
ミニ写真展	● 遊び場のフェンスを利用して、多様な子どもたちが遊んでいる様子の写真を展示し、コンセプトを周知
見学会	● 障害者支援のための情報交換や遊び場の説明会を実施



⑦砧公園では、(a)遊び場内の遊具の種類・休憩施設、(b)トイレの場所と設備、(c)利用ルール等が分かるリーフレットをWebサイトに掲載。事前にどのような遊び場か、どのようなトイレがあるのか等がわかる

6)取組のポイント

- 利用者への聞き取り調査を行い、明らかになった課題について、遊び場の利用者からアイデアを募集しながら改善を行っている。
- 関係者へのヒアリング・アンケートや把握した利用者の声から、障害のある子どもとその家庭が気軽に遊び場へ足を運ぶには、整備後の利用者の意識の醸成や利用促進が重要と指摘されたことを踏まえ、利用者向けに理解促進のための冊子の発行、利用促進プログラムを実施している。

写真・図：①②③④ 「だれでもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン、⑤東京都、⑥⑦ 砧公園 HP

3)当事者の参画・意見反映

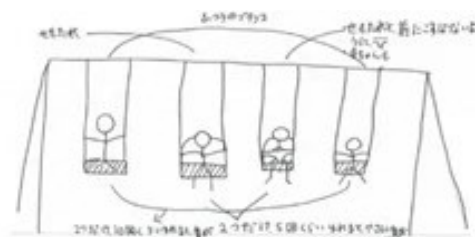
① こどもを対象にしたワークショップの実施

- 区内の小学生3・4年生を対象にワークショップ参加者を募集したところ、定員25名のところに65名の応募があり、区民の関心の高さが伺えた。(定員を30名に増やし、抽選で決定)
- 障害のあるこどもにもワークショップに参加してもらうため、区内の特別支援学校やPTAの協力を得て、推薦された中学部2年の2名を加えた計32名をワークショップ参加者とした。
- ワークショップは合計6回実施し、こどもたちの集中力が継続しやすいよう2時間程度としたこと、意見が出やすい環境をつくるため1班の人数を5、6名として進行したこと、議論が発散しないよう毎回の目標設定をこどもたちと共有したこと、ワークショップ完了後は、各回の内容をかわら版としてまとめて参加者に配布するなどの工夫を行った。
- こどもたちが考えたアイデアは80個以上にのぼり、そのうち31個のアイデアを採用した。

開催日時	目標	実施内容
第1回ワークショップ 2019年10月27日	- お互いのことを知る - 発言しやすい雰囲気をつくる - 遊びのタイプを見つける	- 自己紹介 - 普段の遊びを分類
第2回ワークショップ 2019年11月17日	人の多様性や多様なニーズがあることに気づく	- ニーズの〇×クイズ - 特別支援学校へのインタビュー
第3回ワークショップ 2019年12月15日	公園に含まれる様々な工夫に気づく	- 先行事例の公園での障害疑似体験 - 気づいた工夫の意見交換
第4回ワークショップ 2020年1月19日	- ユニバーサルデザインの観点を学ぶ - 遊び場づくりのポイントを学ぶ - アイデアを考える	- ポイント学習 「遊び(遊具)」のアイデア出し (アイデアカードの作成)
第5回ワークショップ 2020年2月9日	公園計画案の作成	プレイグラウンドアイデアカードを基にした公園計画案の模型作成
第6回ワークショップ 2020年7月19日	成果の共有	計画案(模型)の発表



アイデアイメージ
(さわると音が鳴ったり、登り方が豊富な遊具)



アイデアイメージ
(背もたれ付き等、種類が豊富なブランコ)

図：品川区報道発表資料より

② ワークショップ以外による当事者等の意見把握

- ワークショップ参加者以外の当事者・利用者の意見を把握するため、基本構想段階で児童発達支援事業所や特別支援学校の方々へのアンケート及びヒアリング、設計段階で公園利用者へのヒアリングを実施し、ワークショップで得られなかった遊具以外の施設に関するニーズや、こどもたちの特性の違いについて知見を得た。

4)遊び場の整備

- 施設の老朽化が進行し、改修の必要があった大井坂下公園をこどもたちのアイデアを活用した遊び場の第1号として再整備を行った。
- 地元から愛着のある施設や樹木は可能な限り残し、ワークショップで出されたこどもたちのアイデアを活かして遊具等の整備を行った。
- 改修の完成時には、ワークショップ参加者を対象にお披露目のイベントを開催し、モルタル塗りなどの工事体験やこどもたちのアイデアが取り込まれた新しい遊具の体験会が行われた。このイベントの後には、参加者に気になった点や改善が必要な点についてのアンケートを実施した。



①完成お披露目会では、工事体験会も実施



②こどもたちのアイデアを取り入れて、高さの違うテーブル型砂場を整備。車椅子に乗ったまま遊ぶ様子

5)取組のポイント

- 本事例では、計画段階から遊び場の主役である多様なこどもが参画したことやワークショップで視覚障害体験や車椅子体験を実施するなど、相互理解の推進、公園整備の当事者参加の推進が図られた。

(7)福祉部局の知見を活用して整備した事例 (インクルーシブ・プレイグラウンドのみ)

つくる

そだてる



写真:能美市

1)遊び場の諸元

公園名	インクルーシブ・プレイグラウンドのみ	管理者	石川県能美市
公園種別	近隣公園	整備年度	2022 年度
公園面積	1.07ha	広場面積	0.79ha (7,929 m ²)
主な遊具・施設 等	- 複合遊具、ぶらんこ(椅子型・ハーネス付、平板型)、ドーム型遊具、築山、芝生広場 - 休憩施設、ベンチ、バリアフリースイ		

2)背景

- 市営の健康増進施設の移転により、跡地利用として公園化を構想。
- 公園整備にあたっては、旧施設の性格を引き継いで健康増進のための公園として整備することとし、2020 年度に能美市が内閣府の「SDGs 未来都市」に選定され、地域共生社会づくりにも取り組んでいることから、「インクルーシブ(「仲間はずれにしない」「みんな一緒に」)」をコンセプトに、年代と属性に関係なく、より多くの市民が健康増進と交流を目的として利用できる公園を目指した。

3)専門家の意見反映

- 遊具の選定、配置にあたっては、市の健康福祉部の児童発達の専門職員にヒアリングを実施し、設計に反映した。こどもの発達には四肢を使った遊びがよいといった専門職員の意見を踏まえ、高さの違う築山を5つ造成した。この築山を利用してゾーニングしたほか、ドーム型遊具などによりクールダウンしたり、一人になれる空間も準備した。

4)遊び場の整備

- 同じ敷地内に先行して建替えられた健康増進施設と一体的に利用される公園を目指して整備。進んで身体づくりができる人、体力に自信がない人、みんなで遊びたい人、コミュニケーションが苦手な人など、多様な人たちが同じ環境で楽しく遊べる公園を目指した。
- 公園全体に死角になる場所を作らないよう、全体が見渡せるようにした。四阿に大人が腰掛けて見渡せるようにし、こどもをのびのびと遊ばせられるようにした。



①専門職員の意見を踏まえてドーム型遊具(手前)、5つの築山(左手奥)を整備



②様々な遊びや活動ができる芝生広場。能美市で盛んなグラウンドゴルフができるようになっており、多様な利用者の利用に繋がっている



③遊び場を見渡せる位置に四阿とバリアフリートイレを一体的に整備



④遊び場を囲む、再生瓦チップ舗装を施した約300mのウォーキングコース。幅広い年齢層の利用を呼び込む

5)取組のポイント

- 児童発達の専門職員の助言を設計に反映させた。
- 遊具の整備だけではなく、四阿やトイレなども含む周辺施設全体で検討し整備している。

写真:①②③ 能美市 HP、④ 能美市

近隣事例① 笠間中央公園(笠間市)



写真引用：笠間市公式HP

1) あそび場の諸元

公園名：笠間中央公園 ・ 管理者：茨城県笠間市

・ 公園種別：地区公園 ・ 整備年度：令和3年開園、令和6年遊具新設

・ 公園面積：2.4ha ・ 広場面積：約1.475ha

・ 主な遊具、施設等：大型複合遊具、インクルーシブ遊具、スカイロップ、ブランコ（平板型、バケット型、円盤型）、スプリング遊具、ジャンプ遊具、回転遊具、ネット遊具、乳児用遊具、四阿、ベンチ、トイレ、多目的トイレ、自動販売機、水飲み

2) 背景

・ 畜産試験場跡地の隣接地を、笠間市が市民の憩いの場となるよう整備し、令和3年10月に笠間中央公園が竣工、開園した。2万平方メートルを超える広い公園は、全体の半分が広々として開放感たっぷりの芝生広場「ふらっと広場」で、半分は小学生以下の乳幼児が遊べる「にこにこ広場」と、交流イベントやレクリエーションの場として使われる「みんなの広場」。「にこにこ広場」に配置されている遊具には、障がいを持つ子どもも遊べるインクルーシブ遊具もあり、多様なかかわりを持ちながら遊べるような環境づくりが施されている。

○基本方針

より多くの世代や様々な用途に利用できる多目的な機能を確認し、皆で育てていく広場とする。

また、有事の際にも一時的な避難場所として使用できる機能を確認する。

3) 公園の概要



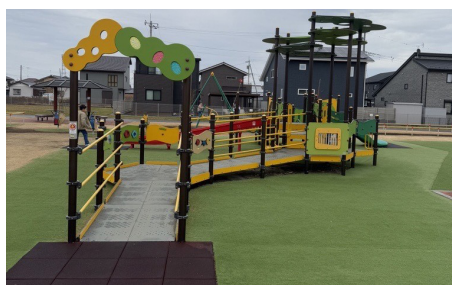
「ふらっと広場」

1ヘクタールを超える広々とした芝生の広場。散歩やウォーキングだけでなく、イベントなどを開催することもできる。

「にっこにこ広場」

乳幼児・幼児・児童（小学生以下）のそれぞれの遊具をエリア内に配置した広場。

からだに障がいのあるお子様も一緒に楽しめる遊具（インクルーシブ遊具）も設置し、みんなが関わりあうことができる遊び場になっている。



車いすでも遊べるスロープ

令和6年7月には、新たなインクルーシブ遊具を追加。世代や身体能力に関わらず、すべての子どもたちが楽しめる遊具となっている。



「みんなの広場」

インターロッキングで舗装され、交流イベントやレクリエーションを行うことができる場。四阿やベンチも設置されているので、のんびり過ごすこともできる。



「その他の施設」

四阿・ベンチ・トイレ・自動販売機・駐車場[58台]（うち身障者用3台・バス用1台）

園路（アスファルト舗装・約560m／周）



トイレ



ベビーカーや車いすでも
利用しやすい四阿



車いすでも利用しやすい水飲み

近隣事例② きらくやまふれあいの丘(つくばみらい市)



1) あそび場の諸元

- ・公園名：きらくやまふれあいの丘 ・管理者：つくばみらい市社会福祉協議会
- ・整備年度：2023年4月
- ・主な遊具、施設等：複合遊具、ロッキング遊具、ローラー滑り台、スカイロープ、トイレ、芝生エリア、ベンチ

2) 背景

平成6年にオープンした「きらくやまふれあいの丘」。子どもからお年寄りまでが集う「多世代交流の場」として、オープン当時賑わいを見せていた。老朽化した入浴施設が改修されたことや、天然芝でランドゴルフが楽しめることにより、ご高齢の方々に喜ばれている一方で、遊具の減少に伴い、親子連れが減少。かつての活気と賑わいを取り戻し、子どもからお年寄りまで世代を超えて交流できる拠点として再生させる。そんな思いでこのきらくやまプロジェクトが始動。

3) あそび場の整備



①インクルーシブ遊具



②インクルーシブ遊具



③スカイロープ



④ロッキング遊具

4) 取組のポイント

きらくやまプロジェクトはこの遊具設置だけにとどまらず、この先もWi-Fi環境や水辺で遊べるエリアの整備、その他様々な施設や企画を検討。「市民にとって何が一番喜ばれるか」。この思いを込めてこのプロジェクトは進化していきます。

※文 広報より引用